

保育園・こども園の保護者の皆様へ

中央区福祉保健部子育て支援課・保育課

新型コロナウイルス感染症について (臨時休園の終了～再開)

東京都を対象とした緊急事態宣言の解除を踏まえ、認可保育園・認定こども園を再開します。

感染の予防に留意したうえで開所し、あわせて保護者の意向による休園等も可能とします。ご理解・ご協力の程よろしくお願い致します。

1 臨時休園の終了と保育所の再開について

臨時休園は5月31日(日)までとし、6月1日(月)から保育所を再開します。

2 登園自粛の要請について

引き続き感染拡大には警戒を要する状況ですので、当面の間(少なくとも6月30日(火)まで)は「登園自粛要請期間」とし、保育料等は日割り計算します。

保育所の再開に当たっては、手洗い・消毒の励行、保育室の使い方や過ごし方の工夫など、可能な限りの感染症対策を実施しますが、保育所の特性上、子ども同士の接触などのリスクを完全に排除することは困難です。保育所で新型コロナウイルス感染者が確認された場合、完全休園となり皆様の生活に大きな影響を及ぼすことになります。

この要請は職業の違いや在宅勤務かなどによるものではありません。それぞれのご家庭の事情に応じて少しでもお休みいただくことで、お子さまの安全を守り、社会全体で感染拡大のリスクをできるだけ抑えていきたいと考えています。家庭保育が可能な日や、お子さま・ご家族が体調不良の場合の登園自粛、仕事が早く終わった時の早めのお迎えなど、皆様のご協力をお願いします。

3 再開に係る手続き、保育料等(保育料・月極延長保育料・給食費)について

登園有無	手続き、保育料等
登園する場合	<ul style="list-style-type: none"> 登園に当たり<u>保育申込書等の提出は不要</u>です。 保育料等は一旦お支払いいただきますが、登園自粛した日数に応じて月単位で日割り計算します。 お休みできる日がありましたら、あらかじめ園にお伝えください。
休園する場合 (1か月間)	<ul style="list-style-type: none"> 「<u>新型コロナウイルス感染症対策による休園の届出(6月分)</u>」を提出した場合は、6月の1か月間休園を認めます。 保育料等は、<u>全額免除</u>となります。 <p>※新型コロナウイルス感染症の影響により復職(就労開始)を延長された場合による休園についても同様となります。</p>

※最新の情報は、区ホームページや子ども安全安心メール等でお知らせします。

<区ホームページ> (5月26日掲載予定)

○トップページ → 子育て・教育 → 保育園 →

「緊急事態宣言解除に伴う区内認可保育所の再開について(6月1日以降)」

○トップページ → 子育て・教育 → 保育園 → 認可保育所

「新型コロナウイルス感染症対策のための休園対応について(5月26日更新)」

